

子ども・子育て会議について

1 子ども・子育て会議とは

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」といいます。）第77条第1項に規定されている、各区市町村が設置する会議体です。

2 子ども・子育て会議を設置する目的

法第61条では、5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが求められています。

この「子ども・子育て支援事業計画」は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に図るための計画で、現在は2期目（令和2年度～6年度）です。

この計画の策定や変更にあたっては、あらかじめ、子ども・子育て会議の意見を聞くこととされています（下記3③）。

そのため、条例により、「文京区子ども・子育て会議」を設置しています。

3 子ども・子育て会議で行うこと

法第77条第1項では、以下の事項を処理することとしています。

- ① 特定教育・保育施設(※1)の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- ② 特定地域型保育事業(※2)の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- ③ 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関して意見を述べること。
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

※1 認定こども園、幼稚園、保育所のことを指します。

※2 家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、居宅訪問型保育（ベビーシッター派遣等）、事業者内保育のことを指します。

4 委員構成（20人以内）

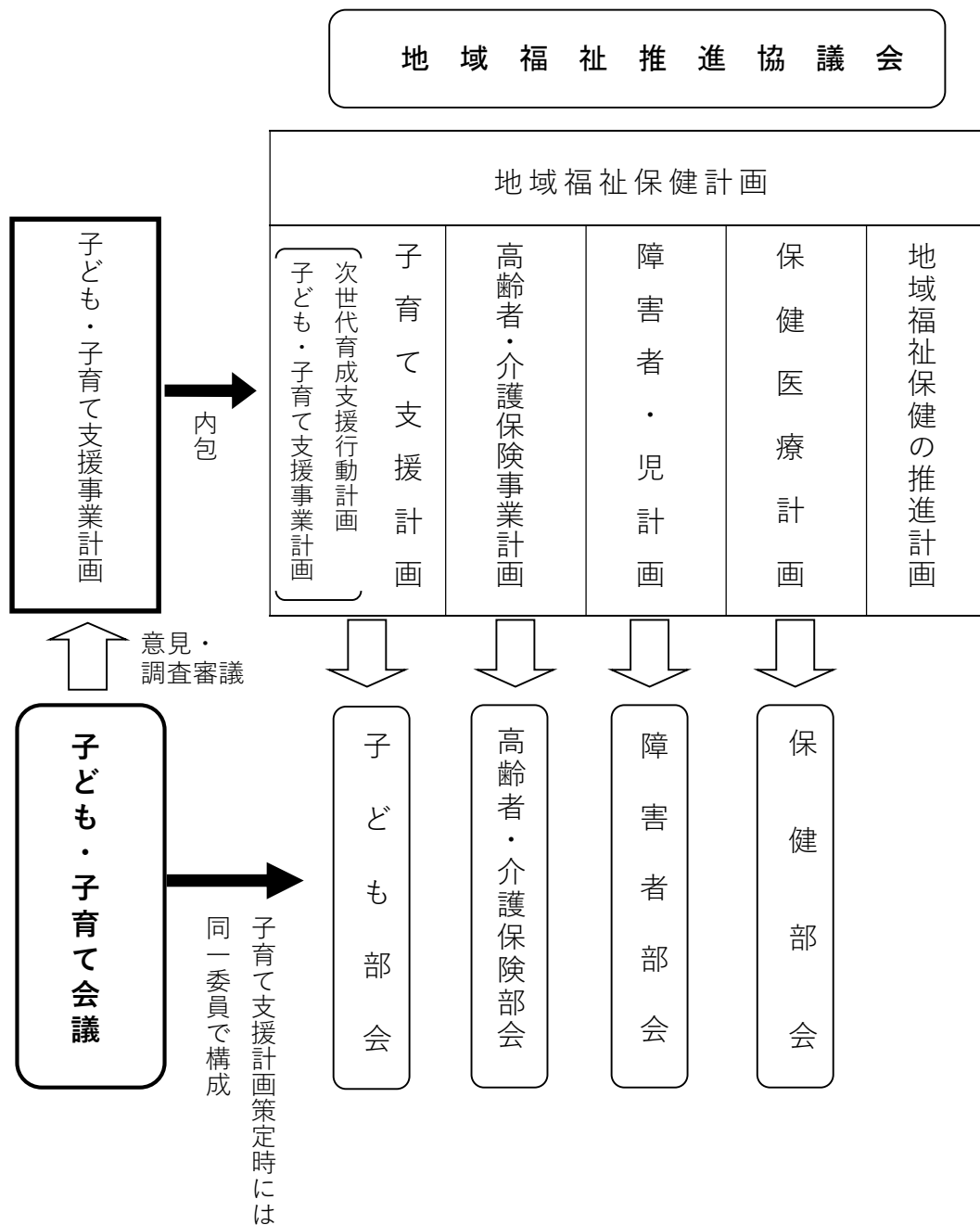
- (1) 学識経験者
- (2) 保護者
- (3) 子ども・子育て支援事業に従事する者
- (4) 事業主代表
- (5) 労働者代表
- (6) 公募区民
- (7) その他区長が必要と認めた者

5 任期

2年（令和2年4月1日から令和4年3月31日まで）

6 「子ども・子育て支援事業計画」と「子育て支援計画」の関係について

「文京区地域福祉保健計画」の分野別計画の1つとして「子育て支援計画」を策定しており、「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を内包し、一体的な計画となっています。



※地域福祉推進協議会委員は、子ども・子育て会議委員から指名することになっています。